

建築材料等に関するサンプル調査に係る公示

平成28年6月3日

国土交通省住宅局長 由木 文彦

下記のとおり、提案書の提出を求めます。

記

1. 事業概要

(1) 事業名 建築材料等に関するサンプル調査

(2) 事業目的

平成27年3月に発覚した免震材料の不正事案を踏まえ、建築基準法（昭和25年、法律第201号。以下「法」という。）に基づき取得した大臣認定仕様とは異なる仕様の建築材料等の製造・販売の再発を防止するため、大臣認定を取得した建築材料等に関するサンプル調査を実施し、大臣認定仕様への適合性等を検証する体制を整備することにより、大臣認定を取得した建築材料等の品質と建築物の安全性を確保し、国民の生命・財産を脅かす事態の発生を未然に防止することを目的とする。

(3) 事業内容

大臣認定を取得した建築材料等について行う、以下 i. 及び ii. による大臣認定仕様への適合性等の検証。

i. 生産現場への立ち入りによる性能、検査・品質管理体制等の確認

ii. 性能確認試験等のための試験体の確保又は作成及び性能確認試験等の実施による性能等の確認

(4) 履行期限 平成28年7月上旬～平成29年3月17日（予定）

2. 補助対象事業者の要件

本事業への参加は、次の資格を満たしていることを条件とする。

(1) 公平性及び中立性に関する要件

① 本事業の実施によって得た情報により営利を得るものではないこと。

② 本事業を実施する上での公平性及び中立性を確保していること。

(2) 事業を的確に遂行する技術能力に関する要件

① 大臣認定を取得した建築材料等について、生産現場への立ち入りによる性能、検査・品質管理体制等の確認、もしくは、性能確認試験等のための試験体の確保又は作成及び性能確認試験等の実施による性能等の確認、を実施できるような体制

を準備できること。

②配置予定技術者として、建築材料等に関する、法第68条の25第2項の規定による評価その他これに類する業務に携わった経験のある技術者を少なくとも2名以上配置すること。

③配置予定技術者の中から管理技術者を1名置くものとする。管理技術者は、事業主体に所属する者とし、本事業にかかる業務を管理・監督するものとする。

(3) 守秘性に関する要件

①本事業の実施によって得た情報を第三者に漏らし、又は他の事業に活用することのないよう、的確な秘密保持体制を有していること。

(4) 経理その他の事務についての管理体制及び処理能力に関する要件

①経理その他の事務について、的確な管理体制及び処理能力を有していること。

3. 手続等

(1) 担当部局

〒100-8918 東京都千代田区霞が関2-1-3

国土交通省住宅局建築指導課

電話 03-5253-8111 (内線: 39-577)

FAX 03-5253-1630

電子メール nakashima-n22q@mlit.go.jp

(2) 説明書の交付期間、場所及び方法

①期間 平成28年6月3日から平成28年6月24日まで

②場所 上記担当部局

③方法 上記担当部局にて紙媒体をもって手交

説明書の交付を希望する場合は、予め(1)の担当まで事前連絡を行うこと。

(3) 提案書の提出期限、場所及び方法

①期限 平成28年6月24日18時00分まで

②場所 上記担当部局

③方法 上記担当部局へ、持参又は郵送（書留郵便に限る。）の場合は2部、電送又は電子メールの場合は1部。（電送又は電子メールの場合には着信を確認すること。）

・使用可能なソフトは以下のとおりとする。（これ以外での提出は無効）

「Just System 一太郎11」「Microsoft Word2013」「Microsoft Excel2013」「Adobe Acrobat ReaderXI」以降の形式に限る。

・ファイル総量は極力1メガバイト以内とすること。

・印刷時に規定の枚数内となるように設定しておくこと。

なお、送信された提案書の印刷は白黒で行う。

4. 補助金交付候補者の選定方法

説明書に基づき提出された提案書について、書類審査等の審査を行い、補助金交付候補者を選定する。この際、必要に応じて、ヒアリングを実施することができるものとする。

5. その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 関連情報を入手するための照会窓口

3. (1)に同じ。

(3) 提案書の作成及び提出に要する費用は、提案者側の負担とする。

(4) 提案書は、当該提案者に無断で二次的な使用は行わない。

(5) 提案書に虚偽の記載を行った場合は、当該提案書を無効にする。

(6) 採用した提案内容については、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」

(平成11年、法律第42号。)において、行政機関が取得した文書について、開示請求者からの開示請求があった場合は、当該企業等の権利や競争上の地位等を害するおそれがないものについては、開示対象となる場合がある。

採用しなかった提案書は、原則返却する。なお、返却を希望しない場合、提案者はその旨を提案書提出の際に申し出ること。

(7) 提案が採用された者は、会計法令に基づく契約手続の完了までは、国との契約関係を生じるものではない。

(8) 詳細は説明書による。